

『神皇正統記』試論のための基礎作業

——北畠親房の前半生——

我妻建治

北畠親房、その人の思想と行動については、従前多くの先学により余うんなく論究され、とくにその著『神皇正統記』に関する論作は一々枚挙に違ないところである。筆者がここに親房論なり、神皇正統記論なりを展開して、その人思想に関わることは、滄海の一滴にも及ばぬことであらうこと、筆者自身誰よりもこれを知るところであり、従つて筆者は、あえてこの試みをするものではない。しかし、親房六十二年の生涯を見た場合、事実としてあまりにも不分明なことが多いと言わざるを得ない。これは史料的制約ということもあるが、とくに建武政権成立前の親房、正確には元弘三年ころまでの親房、三十代後半までの

親房には、従前論及されることがあまりにも鮮少であったと言つて過言でない。言うまでもなく、人間にとつて、誕生より三十代後半までの時期はいわば一個人の人間の形成期であり、人生の最も重要な時期の一つであり、この時期を度外視してはその生涯、およそ、その人と思想を論ずることができないわけであるが、親房にとってはこの前半生の人間形成期が殆んど空白に近いのである。筆者があえて親房に関わろうとするのはこの一事につきるのである。親房の前半生の空白をできるだけうめるここと、そして後半生の親房の思想と行動に対する理解をより深めることを目的として、取りあえず、小論では、前半生に親房がどのような

足跡を残しているか、⁽¹⁾を可能な限り史料を通して追求し、これを集成することとし、今後の親房研究の一助ともなればと考えたのである。

小論を進めるに当たって、まず北畠氏の家柄について述べておきたい。

北畠氏は、村上天皇の皇子具平親王の子で、臣籍に降つた師房（はじめ資定）を始祖とする源氏の一流である。村上源氏は、摂関家につぐ名家で、とくに師房六代の孫通親がでるに及び、「飛将軍」の異名をとる権勢をもつに至つた。通親の第二子通具は堀川を称し、第三子通光は久我を称し、第四子定通は土御門を号し、第五子通方は中院の祖となるなど、一族いすれも栄えた。北畠氏は、「代々和漢ノ稽古ヲワザトシテ、朝端ニツカエ」⁽²⁾る学問によつたつ家柄であり、また、父祖三代（雅家、師親、師重）いずれも大覚寺系に近く仕え、同系三代の上皇（後嵯峨、龜山、後宇多）の御出家の際には、いづれも御供して落飾しており、さらに父祖三代いすれも正一位權大納言を極官とした家柄である。親房がそのような家運を背負い、父祖の

〔註〕

期待を一身に受けて生まれ、育つたであろう」と、そしてそこに彼の学問への精進を通してのみならず、「君モ村上ノ御流一トヨリニテ十七代ニ成シメ給。臣モ此御スエノ源氏コソ相ツタハリタレバ」という自負心がはぐくまれたであらうことは想像するに難くない。

（1） 親房に関する史料の集成に類するものとしては、横井金男『北畠親房文書輯考』（大日本百科全書刊行会）が最も網羅的で、最も代表的であるが、いづれも、文書のみであり、しかも主として親房の後半生の文書に限るものである。前半生の文書は一通のみ。

（2） 『神皇正統記』後醍醐天皇条。

（3） 同右、村上天皇条。

（1）

親房は、正応六二永仁元年正月、北畠師重を父、入道左少將藤原隆重女を母として生まれた。（『北畠准后伝』では二十九日。）

前半生の親房の足跡は、位階の進叙並びに官職の補任にまずあらわれる。以下、それを列挙することとするが、格別の註記のない事項は『公卿補任』『弁官補任』『諸家伝十一下北畠』または『北畠准后伝』に記されているものと了解されたい。

う。藤原頼俊が少弁、中弁を経ず、大蔵卿から直ちに右大弁に任せられたことに対して立腹の結果だとう。十五歳の少年のこの行動の中に、後に『職原抄』を著した親房の面目がうかがわれる。)

延慶元年十一月八日 叙従三位。

同三年三月九日 叙正三位。

同年十二月十七日 兼任左近衛権中将。

応長元年正月十七日 兼任左近衛権中將。

同年三月二十九日 止彌兼備前権守。

同年七月二十日 任左兵衛督補檢非違使別當。

同年十二月二十一日 任権中納言。

正和元年三月十五日 止督別當。

同年八月十日 叙従二位。

同四年四月十七日 止権中納言。

(親房は祖父師親の嫡子ということになっていたための重喪によるという。)

同五年正月五日 叙正二位。

文保二年十二月十日 権中納言還任。

元応元年八月五日 任中納言。

同二年十月二十一日 補淳和院別當。

(弁官辞任の理由は、「頼俊朝臣加弁間腹立之余」とい

元亨二年四月五日 兼任右衛門督補檢非違使別當⁽⁹⁾

同三年正月十三日 任權大納言。

同年五月 補獎學院別當。

(淳和・獎學兩院別當は、源氏の第一人者が補せられるべきものとされるが、親房がこれに補されるについては格別の子細があつたという。)

同年六月十五日 按察使兼任⁽¹⁰⁾。

正中元年四月二十七日 任大納言⁽¹¹⁾。

(父祖の極官を超えて累進した。)

同二年正月七日 補內教坊別當。

元徳二年九月十七日 出家⁽¹²⁾。

(かねて養育中の後醍醐天皇第一皇子世良親王の薨去
に殉じたものという。)

以上が、親房の官位叙任についての足跡の大要である。

親房の官人としての昇進は極めて順調であり、一時祖父師親の薨去が、あるいはその将来を決定づけるかの感をいたかせるに至っても、文保二年、後醍醐天皇の践祚をみるに及んで権中納言に還任され、正中元年には、父祖の極官を超えて大納言に昇任するに至っている。大納言は、三公につぐ要職で、当時は洞院公賢と一人のみであった。このよ

うな、いわば破格の昇任は、親房その人の能力の然らしめるものではあつたろうが、後醍醐天皇の人材登用の施策とも無関係ではなかつたであろう。親房にとって、この昇進の過程並びに結果は、官人としての一層の成長をもたらしたものと想像される。しかし、このような親房の活躍も、世良親王の薨去によって突然終末をつげる。親房は、「我が世つきぬる心ちして」これに殉ずるのである。法名宗玄、のち覚空。時に三十八歳であった。その後、元弘三年に至る三年間、彼は歴史の表面には直接あらわれない。ただ往時をしのぶ人の話柄のなかにのぼることはあつた。元弘元年三月六日、十四歳の長子顕家が、後醍醐天皇北山への行幸の際、そこにおいて蘭陵王を舞い、賞を賜わることがあつたが、そのとき「この陵王の宰相中将君（顕家）ハ、この比世におしみきこえ給ふ入道大納言（親房）の御子そかし、かたちもいたいけしてけなげに見え給に、此道にさへ達し給へるありかたき事也」等々。しかし、この三年間、親房の行動は史料的に全く不明である。この間、元弘の変の勃発、天皇の隠岐遷幸、鎌倉幕府の滅亡等、世間にさへ達し給へるありかたき事也」等々。しかし、この三年間、親房の行動は史料的に全く不明である。この間、元弘の変の勃発、天皇の隠岐遷幸、鎌倉幕府の滅亡等、世間はめまぐるしい転回を示した。やがて中興政府の成立、そして吉野南朝の幕あけとともに、親房は再び姿をあらわす

のである。

親房の「」での前半生とはこの時期までを言うのである。

〔註〕

- (1) 年譜としては、山田孝雄「北畠親房卿系譜略」(『神皇正統記述義』附録、所収)、久保田収「北畠親房公年譜」(平泉澄編『北畠親房公の研究』所収)等が詳しい。
- (2) 「正五位上」に叙せられた事実は「公卿補任」その他に見えない。おそらく越階であるう。
- (3) 『師守記』貞和三年三月廿七日条。
- (4) 『師守記』同日条にも見える。
- (5) 『公秀公記』同日条には十六日、『准后伝』には十一月三十日、『弁官補任』には六日、『師守記』は廿六日。
- (6) 『弁官補任』にはこの記事なし。
- (7) 『園太曆』同日条にもあり。
- (8) 『公衡公記』同日条もある。
- (9) 『花園天皇宸記』元亨二年四月七日条、『師守記』貞和元年十二月六日条にもある。
- (10) 『中院一品記』暦応三年八月十六日条。

「一、淳和奖学両院別当事、(中略)北畠源大納言入道親房、先御代雖補之、於其段者有子細。其故者對于入道及種々懇望、以別儀可被侵憚之旨申之間、別執申了。彼狀等分明也。(下略)」

(11) 『花園天皇宸記』、『師守記』康永四年六月廿二日条には十六日。

(12) 『花園天皇宸記』同日条、『後光明照院閑白記』同日条のみにあり。

(13) 『尊卑分脈』、『増鏡』卷十五、『太平記』等にもあり。

(14) 『増鏡』卷十五。

(15) 『舞御覽記』。

(1)

次に前半生の親房の足跡は、朝廷儀式への参仕、上皇・法皇の御幸への供奉、また法会・御会への参仕等、官人としての行動に認められる。この事実は、時期的には、親房の任官、当然ながら、とくに弁官に任せられた頃から史料的に多く散見できる。以下、年代順に列記する。⁽¹⁾

嘉元元年正月四日 亀山法皇の二条殿への御幸に供奉。

同年同月六日 後宇多上皇の常磐井殿への御幸に供奉。⁽²⁾
同四年正月一日 後宇多上皇の御所年始の儀に参仕。⁽³⁾

同年同月十五日 龍山法皇御月忌の御幸に供奉。⁽⁴⁾

同年四月 平野祭、梅宮祭月次祭に参仕。⁽⁵⁾

同年六月 同右大祓に参仕。⁽⁶⁾

同年九月十二日 後宇多上皇結縁灌頂嚴修のため、龜山

殿への御幸に参仕。⁽⁷⁾

徳治二年五月十二日 後宇多上皇供花結縁のため、長講
堂への御幸に供奉。⁽⁸⁾

同三年正月二十六日 後宇多法皇仏法灌頂をうけられる
ため、東寺への御幸に供奉。⁽⁹⁾

同年八月十九日 章義門院殿上始に昇殿。⁽¹⁰⁾

延慶四年正月三日 花園天皇御元服に際し、慶を奏上。⁽¹¹⁾

同年同月七日 白馬節会、御元服に賀表を奏上。⁽¹²⁾

同年同月十日 伏見、後伏見兩上皇、永福、廣義兩門院
法勝寺への御幸に供奉。⁽¹³⁾

同年二月五日 積奠宴穂座に参仕。⁽¹⁴⁾

同年三月二十五日 後伏見上皇皇女御行始に供奉。⁽¹⁵⁾

同年同月二十七日 縣召除日の儀に参仕。⁽¹⁶⁾

同年六月十五日 後伏見上皇皇女^子、内親王宣下に参仕。⁽¹⁷⁾

同年閏六月三日 花園天皇土御門殿への御方違行幸に供
奉。⁽¹⁸⁾

同年八月十二日 西園寺公衡別第の堂供養に参仕。⁽¹⁹⁾

正和二年正月九日 政始に際し、上卿。⁽²⁰⁾

同年二月七日 积奠に際し、上卿。

同年同月十二日 日時文奏上。⁽²²⁾

同年同月十七日 国忌に際し、上卿。⁽²³⁾

同二年三月十一日 賀茂別雷社及傷殺害の事により、軒
廊御トに参仕。⁽²⁴⁾

同年四月二十六日 解陣に際し、上卿。⁽²⁵⁾

同年五月二十八日 小除日の儀に際し、上卿。⁽²⁶⁾

同年六月十三日 八幡社軒廊御トに参仕。⁽²⁷⁾

同年七月五日 広義門院御産御祈七仏藥師法初日に際
し、上卿。⁽²⁸⁾

同年同月九日 後伏見上皇皇子御降誕の御儀に参仕。⁽²⁹⁾

同年八月六日 後宇多法皇高野山御幸に供奉。⁽³⁰⁾

同年十二月二十六日 任大臣節会に参仕。⁽³¹⁾

同三年四月四日 後醍醐天皇、權僧正性守をして前大僧
正尊教の譲りに任せ、妙法院門跡相承の所職並びに莊
園坊舍等を相伝せしむ。親房奉行。⁽³²⁾

文保二年二月二十一日 後醍醐天皇践祚に先立ち、御文

書等御文庫搬入に従事。⁽³³⁾

同年同月二十三日 立坊定の儀に参仕。⁽³⁴⁾

同年同月二十七日 後醍醐天皇に、清涼殿に拝謁。

同年三月四日 後醍醐天皇禁中諸殿歴覧に供奉。⁽³⁶⁾

元応元年十月二十六日 神護寺に滝頂小阿闍梨を置くに

つき、親房奉行。⁽³⁷⁾

同二年三月十三日 御八講参列。⁽³⁸⁾

元応三年正月十四日 後宇多法皇石清水八幡宮御幸に供

奉。⁽³⁹⁾

元亨三年六月二十日 作文御会及び御遊に参仕。笙の役

を勤仕。⁽⁴⁰⁾

同年十月十一日 安楽光院阿弥陀講に参向。笙の役を勤

仕。⁽⁴¹⁾

正中元年正月十五日 持明院殿作文御会に参仕。⁽⁴²⁾

同年同月十九日 中殿詩御会及び管弦御会に参仕。笙の

役を勤仕。⁽⁴³⁾

同年同月同日 恒貞親王持明院殿御参行に扈從。⁽⁴⁴⁾

同年同月二十二日 和歌御会始に参仕。⁽⁴⁵⁾

同年八月二十二日 亀山院皇子、聖護院順助法親王の室

に入られるに当たり、扈從。⁽⁴⁶⁾

同年同月二十六日 後醍醐天皇より常御所において唐物

等五種下賜。⁽⁴⁷⁾

同年十二月十四日 後醍醐天皇、東寺仏舎利を奉請せら

れるにより、親房も二粒を奉請。⁽⁴⁸⁾

同二年七月七日 七夕和歌御会に候じ、詠歌。⁽⁴⁹⁾

同年九月九日 上卿として小除日の儀に参仕。清書の役

を勤仕。⁽⁵⁰⁾

(同年カ) 十月九日 東寺領太良庄の訴により、国衙濫
妨の由を国司に尋問の旨、親房自筆をもつて真光房に

伝う。⁽⁵¹⁾

同年十一月十八日 東大寺の訴により、親房をして薬師
寺の大和美濃庄内田地溢妨の子細を尋ねしむ。⁽⁵²⁾

同三年二月七日 後醍醐天皇、東寺仏舎利を奉請せられ

るにより、親房も一粒奉請。

同年三月十八日 取勝光院を東寺に寄付されるにより、

親房上卿として勤仕。

嘉慶元年九月十七日 石清水八幡宮護国寺焼亡により、

因幡守源行直をして造進せしめる旨、親房、上卿とし

て宣下。

同二年三月二十四日 縣召除目の執筆勤仕。⁽⁵⁶⁾

同年九月一日 春日神木木津遷座中、議定に出仕。

同年十月二十六日 後醍醐天皇、法勝寺大乗会臨幸に際

し、上卿として勤仕。

同三年七月八日 後醍醐天皇、東寺仏舎利奉請により、

親房奉行。

元徳二年正月五日 叙位の執筆勤仕。⁽⁵⁷⁾

同年一月二十三日 中殿和歌御会に参仕、序を執筆。

親房が政界の第一人者として、あるいは上卿、あるいは

廷臣として、叙位・除目の執筆、清書、賀表の奏上、政務

に関する奉行等に従事し、また朝廷儀式への参仕、法皇・

上皇の御幸への供奉、法会・御会への参仕等諸般にわたつ

て尽瘁した事實をここに認めることができる。これらの事

実は、史料的に認められるものの一部にすぎないから、史

料として現在みることのできないものを含めれば、さらに

増加されるであろう。ともあれ、以上列記した各項のう

ち、朝廷と東寺との関係、後醍醐天皇親政下の莊園所職の

決裁など興味を引く事実があるが、親房その人との関連に

おいて、とくに注意されるのは、(イ) 天皇・法皇・上皇の

御幸への供奉、(ロ) 法会・御会へ参仕の記事である。す

なわち、(イ) に関連して想起されるのは、長子頤家が戦死を前にして、延元三年五月十五日、後醍醐天皇に奉った⁽⁵⁸⁾上奏文の中の一文である。

可被闇臨時行幸及宴飲事

右帝王所之、無不慶幸。移風俗救艱難之故也。世蒼澆季民墜塗炭。遊幸宴飲誠是亂國之基也。一人出時、百寮卒從。威儀過差費以方數。況宴飲者鶴毒也。故先聖禁之、古典誠之。(中略) 今還洛都再幸魏闕者、臨時遊幸長夜宴飲堅止之深禁之。(下略)

頤家は、正中二年、八歳にして侍従に任ぜられて以来、元弘三年までの八年間、官人として宫廷行事に参仕したから、宫廷行事の御幸の意味を「帝王所之、無不慶幸云々」とはしているが、元弘三年から延元三年の戦死まで「武ヲカネテ蕃屏」として五年間過した奥州での生活は、彼をして、どうしても右の上表として発露しなければやまぬ精神的状況に立ち至らせたものと考えられる。この上奏文中に「神皇正統記の姿を発見する」とする意見があるが、頤家は親房と一ではないのである。このことは、正平七年、南北両朝の間に一時的小康を得たいわゆる正平和議の際にとつた親房の入京の様子に如実に示されている。入京の親

房の「華着ケタル大童子ヲ召具シ、輦ニ駕シテ宮中ヲ出入
スペキ粧、天下耳目ヲ驚カセリ」⁽⁶⁾の表現に、その現実ばな
れしたさまとともに、東国に転戦しながらも色濃く残され
ている前半生における宮廷生活の投影をここにみることが
できるのである。親房にとって「帝王所之」は文字どおり、「無不慶幸。移風俗救艱難之故」であったのであり、
顕家とは一でなかったのである。

次に（口）に関連して注意される事実は、和歌御会や管
弦御会への参仕のそれである。親房が和歌をよくした事実
は、その著に『古今集序註』のあることからもうかがわ
れ、また、『続千載和歌集』、『続現葉和歌集』、さらに『新
葉和歌集』や『李花集』に収載された詠歌からもうかがわ
れるところである。親房にとっては、「諸道・諸芸ミナ要
枢」⁽⁷⁾であり、和歌も国を治める道であったのである。また、御会において親房は笙の役を數度勤仕した史料的事実
がある。笙をよくするということは何もそれが当世風の名
人上手という意味ではなく、一つの楽器に習熟することが
当時の公卿の教養として不可欠のことであったことにもよ
るものであろうが、親房にとっては「金石絲竹ノ樂ハ四学
ノニテ、モハラ政ヲスル本也。今ハ芸能ノコトク思へ

ル、無念ノコト也」⁽⁸⁾として展開される律呂論にみえる」と
く、笙も、和歌同様、いわば政の本であり、彼にとっては
懸命のものであったのである。正中二年、親房が内教坊別
当に補されたことも意味ある事実といわねばならぬ。

以上、親房の前半生における足跡を史料を通して追って
みたのであるが、詠歌を除いては、ここには、彼の生まな
思想、感情の表現と認められる事実は殆んど存しない。こ
の限りにおいては、後半生における著述を通して、いきおい
推論に推論を重ねる以外に方途はないのである。

〔註〕

- (1) 『上怙芸御幸記』(『三条記』) 同日条。『公秀公記』同日
- (2) 同右、同日条。
- (3) 『公秀公記』同日条。『行類抄』同日条。
- (4) 『上怙芸御幸記』同日条。
- (5) 『洞院家記』。
- (6) 同右。
- (7) 『嘉元四年結縁灌頂記』同日条。『繼塵記』同日条。
- (8) 『上怙芸御幸記』同日条。

- (9) 『法皇御瀧頂記』(『隆長卿記』) 同日条。
- (10) 『公秀公記』同日条。
- (11) 『花園天皇宸記』同日条。『大外記中原師右記』同日条。
- (12) 『花園天皇宸記』同日条。『繼塵記』同日条。『大外記中原師右記』同日条。
- (13) 『繼塵記』同日条。
- (14) 『園太曆』同日条。
- (15) 『繼塵記』同日条。
- (16) 『園太曆』同二十七・二十八・二十九日条。
- (17) 『公秀記』同日条。
- (18) 『公秀記』同日条。
- (19) 『公秀記』同日条。
- (20) 『花園天皇宸記』同日条。
- (21) 『花園天皇宸記』同日条。
- (22) 『花園天皇宸記』同日条。
- (23) 『花園天皇宸記』同日条。
- (24) 『師守記』貞治二年一月十五日条裏書。
- (25) 『花園天皇宸記』同日条。
- (26) 『花園天皇宸記』同日条。
- (27) 『花園天皇宸記』同日条。
- (28) 『花園天皇宸記』同日条。
- (29) 『公秀公記』同日条。
- (30) 『御宇多院御幸記』(『仙蹕記』) 同日条。
- (31) 『花園天皇宸記』同日条。
- (32) 『妙法院文書』。
- (33) 『繼塵記』同日条。
- (34) 『繼塵記』同日条。
- (35) 『繼塵記』同日条。
- (36) 『繼塵記』同日条。
- (37) 『神護寺文書』一。
- (38) 『花園天皇宸記』同日条。
- (39) 『花園天皇宸記』同日条。『洞院部類記』同日条。
- (40) 『花園天皇宸記』同日条。『紳元抄』、『御遊抄』、『增鏡』。
- (41) 『花園天皇宸記』同日条。
- (42) 『花園天皇宸記』同日条。
- (43) 『中殿御会部類記』。『御遊抄』同日条。
- (44) 『花園天皇宸記』同日条。
- (45) 『後光明照院闕白記』同日条。
- (46) 『後光明照院闕白記』同日条。
- (47) 『後光明照院闕白記』同日条。
- (48) 『東寺百合文書』ヤ一之三十五。『仏舍利勘計記』同日条。

(49) 『臨永和歌集』。

(50) 『後光明院閑白記』同日条。『続史愚抄』同日条。

(51) 『宮内庁書陵部所藏文書』(『北島親房文書輯考』所収)。

(52) 『東大寺文書』第二回採訪三。

(53) 『東寺文書』。『仏舍利勘計記』。

(54) 『東寺百合文書』ヒ四十九之五十四。

(55) 『石清水文書』一。『護国寺供養記』同日条。

(56) 『叙位除目執筆鈔』。

(57) 『師守記』貞和元年四月廿二日条。

(58) 『園太曆』康永四年七月十六日条。『体源抄』。『公卿補任』。『淮后伝』。

(59) 『東寺百合文書』き一之三十七。

(60) 『叙位除目執筆鈔』。『愚管記』十三。

(61) 『御遊抄』。『増鏡』卷十五。

(62) 『三宝院文書』七十。

(63) 『神皇正統記』後醍醐天皇条。

(64) 岩佐正「神皇正統記解説」(『日本古典文学大系』)。

(65) 『太平記』卷三十。

(66) 『神皇正統記』嵯峨天皇条。

(67) 同右。

(三)

次に親房の前半生において見落すことのできない事実に、彼の公卿としての改元の儀への参仕がある。

一体にして、改元は天皇の大権として、武家幕府の時代にも朝廷に保留された権限であった。いわば朝廷の大事である。古くは祥瑞の出現を喜び、前途の繁栄を願つて改元しているが、平安時代以降は讃緯説による辛酉、甲子の改元と、天災や疫病などをはらい除くための呪的意味を重んじた改元とに変る。年号の文字は式部大輔、文章博士ら数名の学者によつて二、三の候補が「勘文」として提出され、公卿はこれに対し、賛否の意見、いわゆる「挙」「難」を陳べ、最後は天皇の決裁によつて決められ、詔書をもつて公布される。典拠の書は周易、尚書、礼記、毛詩、論語などの經書を主とし、史書や文集に及ぶ。二字を選ぶのが普通である。

親房が参議に任じてから出家するまでの間の改元は、応長、正和、文保、元応、元亨、正中、嘉暦、元徳の八度を数える。親房は、いずれの場合にも参仕したと想像される

が、この儀に参仕したものとして史料的に明白に認められるのは、左の五度である。

- (1) 延慶四年四月二十八日改元。
大輔菅原在輔 博士同在登 藤原資朝右少弁
前權中納言藤俊光 勘解由長官菅原在兼
元応。依代始。
- (2) 文保三年四月二十八日改元。
大輔菅原在輔 博士菅原在登 藤原資朝右少弁
前權大納言藤原俊光 前部卿菅原在兼
元応。依代始。
- (3) 元応三年二月二十三日改元。
博士藤原資朝 菅原家高
元応。辛酉。
- (4) 正中三年四月二十六日改元。
大輔藤原範 権大納言菅原在登
博士藤原行氏朝臣 同家倫朝臣
大學頭菅原高朝臣
正中三年四月二十六日改元。嘉曆四年八月二十九日改元。元徳。依代始。
- (5) 嘉曆四年八月二十九日改元。
大輔菅原在登 博士藤原行氏 菅原在淳
(右の人名は勘文を上進した学者名である。)

(A)

(1) 延慶四年四月二十八日改元。
(2)

延慶四年を応長元年と改めることについての儀は、疫病をはらう意味においてであった。勘文は菅原在輔以下五人の学者によって五通提出され、上卿藤原師信以下公卿八人によつて審議された。その審議の経過についてはこれを史料的に追うことができないが、結局、応長の年号が選ばれたのである。ハイティーンの親房は、末座の參議としてこれに参仕した事実を認めるることはできるが、しかし、ここにおいては彼の格別の言行を史料的に指摘することができない。

(2) 文保三年四月二十八日改元。
この改元は、後醍醐天皇の践祚に伴う代始によるものであつた。菅原在輔、日野資朝ら五人の学者による五通の勘文が提出された。これらの勘文のなかには正慶、元応、建文、大定、延文、康永等の文字のあつたことが史料的に確認できる。この儀の群議に参加した公卿は左大臣藤原実泰以下、権中納言親房を含めて、十二人を数えることができる。再三にわたる審議の後、年号は元応と正慶の間で決められることとなり、奏請の結果、文保三年を改めて元応元年とすることとなつた。このとき親房は当初より元応を主張した事実を認めるができるが、その審議の過程な

り、元応主張の根拠を跡づけることには史料的に制約がある。

(B)

(3) 元応三年一月二十三日改元。⁽⁴⁾

この改元の儀は、前一回のそれと比較して、史料的により精細にこれをみることができるのみならず、前半生の親房の言行を知る上に最も豊かな内容を提供している。参仕の公卿は、太政大臣藤原通雄、内大臣同師信、権大納言同定房、春宮大夫同公賢、大宰権帥同実香、中納言源親房、前権大納言藤原宣房、中宮権大夫同師賢、参議彈正大弼同実任、大藏卿同冬定、左大臣同公明の十一人であり、ここには、当代一流の公卿の言行が網羅され、極めて興味深いものとなっている。

この改元の儀においては、公卿の間で白熱した議論が展開された様子がうかがわれる。議論の紛糾した原因の一つは、元応三年が干支辛酉に当つており、そこで、辛酉革命という諱諱説をどう考えるか、という点であった。すなわち、諱諱説によると、干支辛酉は革命、同甲子は革命の年であつて、国家に大変の起るときである。君主はこれを未

然に防ぐために、年号を改めて天意に従わなければならぬとする。醍醐天皇のとき、文章博士三善清行がこれを進言し、昌泰四年辛酉が延喜元年と改元されて以来、この諱諱説による改元が原則として踏襲されて来ていたからである。親房の生まの言行もここに明確に示されることとなつた。

この改元の儀については、まず『花園天皇宸記』によつてこれをうかがうことができる。

廿三日丁卯 晴今夜辛酉仗議云々、左大臣依神木事不參、内大臣為上卿云々、太政大臣、内大臣、権大納言、春宮大夫、中納言、親房、太宰権帥、前中納言、

言。

廿四日戊辰 今日未剋仗議了云々、兼日不可有改元之由風聞、然而猶有議改元云々、元亨之由治定云々。

廿五日己巳 隆陰雨降、今日伝見仗議定文、太政以下數輩、面々振才学之間、申詞每人数々、仗議自戌剋事始、翌日未一点事了云々、伝聞、公明有勅祿、文台被置易摺本云々。弘長以後毎度事歟。(句点は『史料大成』による。)

花園院は、改元の儀について、参仕の公卿いすれも「振

才学之間」二十三日戌刻から翌二十四日未刻に及んだと言つてゐる。花園院は二十五日になつてはじめて『仗議定文』を見たとしている。この「定文」はおそらく「諸道勘申今年辛酉當革命否又可被行何等事哉事」をタイトルとして始まるもので、今日後半が欠けてるので、その全文を知ることはできないが、参仕の公卿十一人のうち、実任、冬定、公明三人を除く八人の意見をここに十分に認めることができるものである。これらは、いわゆる後三房、公賢、師賢らを含む当代一流の知識人の言辞である。

この『仗議定文』によつて公卿の議論をみると、辛酉革命に対し、論点は三つにしばられたと考えられる。(1) 譏緯説をどう考へるか、(2) (1)に基づいた三善清行以来の辛酉革命をどう考へるか、(3) (1)(2)とは関係なしに同年に改元そのものを行なうべきか否か、という諸点であつた。そしてこれに対する参仕の公卿の大の方の意見としては、議緯説(これについては諸公卿は緯候之説、議芥之邪、漢國幽微之説、符命、識記、図書、易緯文、易詩両緯、緯候之書、緯書等の文字を使用してゐる)は、(1)聖人の旨ではないこと、従つてこの説はさしたる根拠のあるものではないこと、(2) 緯説に基づく辛酉革命論も根

拠のないものであること、従つて三善清行以来の説はとるべきものがないこと、よしんば辛酉革命をとつたとしても元応三年辛酉は大變の期年には当らないこと等々であつた。しかし、(3)の改元そのものを行うべきか否かについては区々に分れるところがあつた。すなわち、師信は、「縱相當其變、美行聞天者非可驚、縱不會其災、政教背時者尤可恐哉」と言い、緯説を、「非聖人之旨、強拾彼狂誕不可補彝倫」、「辛酉革命之條、非皇王之所序」として否定し、改元そのものについては「不可交勘漢家之異説」として、結局外記例に任せて改元すべしと結論した。定房は、「辛酉之年、革命之義經史之中未見其文」とし、「識芥之邪不載畧心、殊本中和之德可被行王道正乎」と議説を否定しながらも、「安而不忘危者先哲之格言也」として改元を主張した。公賢も「何閱日域根元之義可求漢國幽微之説哉」としながらも、「居安慎危者君子之遺美也」として、改元のことは外記の例に任せて行うべしとした。実香も、「居安不忘危者、聖代之嘉模也」として前記と同様であった。ここに見られる「先哲之格言」「君子之遺美」「聖代之嘉模」とは、周易繫辭伝の文辞の意である。宣房は、「倩思緯候之書偏遠聖人之道」とし、「人道之外依天之曆數、更

不可定吉凶之運、天道非外依人事、應感能可被申文明之德歟、偏施日新之德化、被呈世治之功績者、有何所畏哉」、「縱雖改年號、无其德者易民之聽耳從、縱雖因旧号、從其道者協天之意幸甚」とし、「此上事任外記勘申」としている。

師賢の発言は、その後半が欠けているので明白でない。

諸公卿の発言のうちで、親房のそれは、左の如く極度に易文を駆使した最も長文のものであった。

親房卿中納言源朝臣定申云、推本朝神武之蔀首、勘七元三變之年紀、第二蔀之内第四二六已過、第二四六未至云々、勘文要枢大概不過之歟、於漢家之積年諸道之異說者、各有所抵牾、彌難分涇渭、凡聖人之治、天下必自人道始、興衰治亂在于天不在子天、聞子人不聞神之故也、而儒家所述符命之事、不本徳政、云道豈非刻鵠之者為鷙哉、後漢書曰、人情忽於見事、貴於異聞、觀聖王之所記述、以仁義正道為本、非有奇怪虛誕之事、今諸巧惠小材伎數之人、增益圖書、矯稱讖記、可不抑遠之哉云々。試之謂之、意如清行朝臣密奏者、見幾而仮事、古之王孫滿之流歟、非垂將來之法哉、師緒疑申之旨、又以雖非不審、依不同律

候、不及鑒蒙、但辛酉之年有變革之慎否、猶勘經史可有沙汰歟、粗案易象曰、運之代謝所物之造化、惣是六甲

一元之間、日々月々無不革之道、然而五絕不協者失變易之序、三爻不正有悔咎之象、若夫大歲在辛酉、忿氣用事金火相剋革尤甚於焉、是以君子內省脩能改過、自新非有白狼御釣青龍負凶之兆哉、抑堯有敢諫之鼓、舜有誹謗之木、湯有思過之史、武有戒慎之銘、是皆聽之、无形察之未有庶下情之達上、々情之无私者也、今開讒言之路、被諮詢攘灾之計、此已剷彫為朴之日、順天忲人之春也、須久於其德、合元亨利貞之象者歟、而代々之例每迎此年、必改元号訪之、異朝列漢以来至于李唐、辛酉之年一十九廻、斯中七箇改元、改在当年、蓋自然之符契也、理之所推不可必然、體元居正者何勞改元哉、於今度者專溫卦象之意、可復淳素之風、古之天下者今之天下也、欲執大象、不如无邪、就中鼎新之卦、義在于享飪、不虛心者難養賢、不措枉者難拳直、雉膏不食方虧悔是也、又革之九四者變之、既濟韓康伯以為行過恭礼過儉可以矯世、厲俗有所濟王卦之意道之至要也、吁咸宿ニ時自天祐之吉无不利矣、(句点は筆者)

親房は、まず「凡聖人之治、天下必自人道始、興衰治亂在于天不在子天」、「觀聖王之所記述、以仁義正道為本、非

「増益図書、矯稱識記、可不抑遠之哉」として識記を否定し、辛酉革命に関連して「運之代謝所物之造化、惣是六甲一元之間、日々月々無不革之道、然而五絕不協者失變易之序、三支不正者有悔咎之象」として時・物の生成流転の本源的相を証し、「德政」をもって「聖人之治」の基本とするとされる、いわば宋学的立場にたって革命を否定した。親房が、このように讖緯説を批判したのであるが、この批判の事実については、従前この「定文」を引いて多くの先学により指摘されるところがあつた。⁽³⁾しかし、親房は次に易文を引いて議論を開いたが、その易論についての先学の指摘は殆んど見るべきものがないと言える。すなわち、親房は、さらにここで天人感應を論じて、まず易の乾卦にみえる最も純粹な陽、最高に健なるものの象徴たる元亨利貞の象を示したのである。改元については「卦元居正者何勞改元哉」として辛酉による改元を否定し、姿勢を正して、「於今度者、專溫卦象之意、可復淳素之風、古之天下者今之天下也」として、易の鼎卦並びに同象伝、革卦、既濟卦、大有卦等を引用して最も安定した象に基づくべき旨を論じたのである。すなわち、ここには改元のみならず、時間、歴史、政治、社会における卦象の意に基づく健

なるものの実現のしかた、その姿勢、いわば卦象の意に基づく世界観的立場を明確に打ち出しているのである。親房の易は「變易」を主とするものであったと言えよう。従つてこれは、親房の易についての知識、易を中心とした思想を考える上での大好史料を提供していると言えよう。ちなみに、周易は、令制下大学寮の經学七經の一つとして古来最も重要視されて来た書物であるが、いつのころからか、またなぜか、五十歳以前にこれを読むと不吉であるとされた時代のある、いわくつきのものであつた。⁽⁹⁾親房が周易を読んでいたであろうことは、別に『神皇正統記』の本文の中からその文辭を摘出することは可能なのであるが、右に述べられるような親房の易についての考え方は、周易そのものからの知識によってのみ構成されたものなのか、あるいは、程朱の学、いわゆる宋学を通した易理解の上に立ったものであるのか、このことだけでは判然としない。すなわち、親房は、易を卦、象、彖、文言伝等を卦に附属した形で読んだのか、あるいは卦と分離されたいわば別本として読んだのか。親房が玄惠の高弟として宋学の奥を極めたとする説は一条兼良の『尺素往来』に見えるところであるが、この記実は必ずしも確証のないところであり、むしろ

その確証は右の「定文」の詳細な分析と『正統記』の易思

想からの再評価を通して、これを鮮明することができるか

も知れぬ。また『花園天皇宸記』の前記二十五日の条に、

改元の儀と関連して「被置擢本」とあるが、これが、あるいは周易の宋版本であるかも知れないことは、「擢本」の文字の当時の使われ方から考へると、それとして十分評価に値することであるかも知れない。

ともあれ、この「定文」によって、辛酉革命論は紛糾し、のみならず、改元の議論も区々に分れた様をうかがうことができる。かくて、この件は後醍醐天皇の決裁によつて改元すべきこととなつたのである。これ以降の審議の様子は、記録者が不明であるが、『改元部類』『不知記』の中にこれを認めることができる。次に、年号勘文とともにそれを挙げる。

文章博士資朝朝臣。

元亨。
周易曰。其

天成。
見上。左伝曰。康永。見上。金樓子。

文章博士家高朝臣。

忠安。
毛詩正義。見上。弘元。見上。後漢書。

康永。

見上。金樓子。

(前略) 諸卿議奏不同。然而猶可被行改元歟。

云々

貫首帰

出於奥。仰内府云。可有改元。令文章博士藤原資朝朝臣。

菅原家高朝臣等勘申年号字。次内府移端座。賢卿此内府被

起座。父母之礼也。内府座定。召官人令敷軒。次召大外記師緒被仰

之後。師賢卿被加着奥座

召

云。可有改元。令文章博士藤原資朝朝臣。菅原家高朝臣等。

等。勘申年号字。次頭武衛資朝朝臣就軒。被下年号勘文

二通。加一懸鈴。兼被召儲云。次内府披見之後。被下勘文於位次公卿。

諸卿次第被見下勘文。大丞閣筆被見勘文。見了返上。參

議冬定卿。依内府命読申年号勘文。次大丞又閣筆。被定

申年号字。次第定了。内府招頭武衛於軒。被奏人々挙申

字。

内府。元亨。吉田大納言。元亨。春宮大夫弘元。帥。

弘元。元亨。

源中納言。元亨。万里小路前中納言。

元亨。元亨。元亨。元亨。元亨。

中宮権大夫。

次頭武衛帰出仰曰。一揆之後。重可被申云々。次重有群

議。元亨弘元間。重々及沙汰。不能委記。次被奏元亨一

揆之由。次武衛參仙洞院奏云々。武衛帰出仰之。緯候書

非聖人之道之上。可為用神武上元者。不当革命之運歟。

然而謹慎之余。改元應三年可為元亨元年之由。令作詔書與云云。(下略)句点は『続群書類從』卷二百八十一による。

かくて、諸公卿は、勅文に基づいて年号字を挙申した結果、元亨、弘元二案が多数を占め、さらにこの二者から一者を選ぶこととなり、「挙」「難」が陳ぜられ、最後は勅裁によつて元亨と決せられたのである。右記録によると、元亨改元は、勿論辛酉革命によつてではなく、そして「緯候書非聖人之道之上」緯説によるものでもなく、「神武上元」を用い、「謹慎之余」であると註記している。しかし、ここには緯説の深く投影されていることは敵うべくもない。親房は、当初よりこの排除を主張し、年号字も、終始元亨を挙申している記実を見ることができる。

この間、右の年号字について、元亨、弘元二者の間で賛否の論議が行われたのであるが、この様子は『師賢卿記』一月二十三日条にこれを読みとることができる。左に煩をいとわず、その大要を挙げる。

(前略) 将又元亨弘元両号間。可令一同歟。春宮大夫為早速。此両号可有沙汰之由被申之。仍弘元不挙申人々。可申難之由被仰之。然而面々無言。從見遣參議方。此事

太無故実也。加難之時一切不審次第也。今夜在座公卿等。多是父祖不接群議之席。暗于家記迷于庭訓人々也。仍皆以如此歟。良久前納言遂申云。弘元不挙申所存云。

弘字有弓作。太不便。且弘仁有乱。寬弘代末也。

此雖大不無兵亂。以代末晉可安樂。有弓作字如何。僕依有所思不申此子細。

凡依辛酉被改元号。先此字殊有

憚。如昌泰清行朝臣奏狀者。二月建卯時動干戈云々。又革者兵革也。辛酉配革卦。而当此年用有弓作之字之條。旁

不可然云々。春宮大夫云。弘字事。挙申人面々定有所存

歟。然於我者此字外不挙他号。仍先可陳申也。依辛酉

改元用弘字。不快之由被申条。一旦誠雖可然。龜山院改

文應二年為弘長元年。是辛酉年也。彼年全無兵革之間。

聖代之例尤足因准。遠不可求例於弘仁寬弘歟。前納言重

申云。弘字有弓作之上。就元字殊有可憚之故。元者君也。

民也。上有弓作。下有民訓君釁之條。殊不可然者。弘長

之例猶難准歟。大夫重無示旨。似有存旨。僕依挙此字。

有最負之志。仍申上云。先弘仁兵革事。先々雖有其沙

汰。太不可然事也。大同有乱。改元於弘仁之後。四海八

挺。偃干戈喪弓矢。其上弘長事。春宮大夫如被申太嘉例

也。依下字可有難之輕重之條尤所存也。且先々就正字。如一止之難。可依下字之积之由有沙汰歟。拏此字者。長

与元之間。長字猶有憚。所以何者劍戟者短兵也。弓矢者長兵也。弓作之下有長字之條猶無便歟。然者被用弘元條有何事哉。但元亨猶無難可被用。待取被者不能左右。弘字所存如是。先是資朝朝臣帰出。仰可一同之由。僕暫不定申之。上卿留職事於軾給。是為令聞諸卿申趣也。職事座定之後更申之了。前納言不陳是非。彈正宰相申云。弘安又為上皇之号。曆數尤久。可謂嘉例歟。前黃門又云。弘字為避弓作之難。為方作之由。先々有沙汰歟。於方亦設其難。方者昌祚輩滿朝之方。今當君臣刻賊之期。有昌祚之疑條如何。太無便。春官大夫云。弘字作為方之條。只今無申出之人。重及此難乎。其上於方作者。太為僻事之由。所令相存也者。爰太府卿申云。件文後漢書郎顗傳文。顗上書之詞也。而彼文云。非弘濟元々云々。是順帝陽嘉二年。在官之三公。多為巧言令色之人之間。為機被曠官。納此諫言。而奔非字之條如何。人々無陳。大略承伏。僕答曰。此事儒中定存故實歟。於此難者勘者尤可謝之。但已摹申此字了。聞難旨爭不述愚存乎。引書事當座慥不覺。愚暗之至責而有余。但如天永承安者。引文隱士之文也。又奔数字者也。凡年号字。引書帝德之外。不可用之由有一說歟。然而間有不然之例。况如隱士之文尤可

憚之歟。然而彼兩度共是聖代之号也。盍相准者。太府卿重無申旨也。相台相公云。縱雖奔非字。下文太吉也。被用之条。不可有巨難歟。上卿被申云。弘字事。人々難陳。大略尽子細歟。於今者元亨可有沙汰。前大納言云。亨字本朝末用之。重思異朝之例。唐高宗有咸亨元号。高宗者太宗之子。守文之君也。饗國三十有四載。海內安定。天下無事。尤足比擬云々。寔相公又有亨字褒賞之詞。但非指事。源納言引易文。依革命改元。亨字有便之由。數翹演說。太珍重也。庸才愚心不能記尽。吉亞相云。元亨摹申上者。雖不存異議。聊有憚存子細。其故者後二條院始用乾元号。彼乾字於本朝新字也。所引之書文易文也。近例旁似可憚。且後堀河院改貞応為元仁。今度改元応為元亨之条可相似。旁不快也。為之如何。人々無首。僕答曰。此難誠可然。但於新字者是非難定申。貞応元仁之例尤不快歟。但応字在下例。天応嘉応雖為繼体之号。貞応延応相繞不快也。然而龜山院代始用文応者也。一代之內摹一凶。不可奔一吉。抑我朝用新字例。近文治是也。後鳥羽院代始用元応。第二度用新字之条。太可謂相応。亜相重無示旨。滿座不言。頗有雌伏之氣。愚者之一得歟。先是前

納言申云。代始号両字相続之例。於本朝天曆。天德。天祿。天延。永延。永祚。天仁。天永。皆是繼体之号也。今度宜准。上卿被申云。代始両字相續例。前中納言所申誠嘉例也。但近例又有可憚事。建保也。年号字以近定吉凶歟。然而於今度者被用此字。太有便之由所存也。人々同之。上卿又被申云。群議大略一同歟。此上早可令奏聞。仍以弘元元亨両号被申上。又人々定甲之趣。委可奏聞之旨被仰。職事資朝朝臣參御所奏聞。又參仙洞了。良久帰出。仰可為元亨之由依其年例可作詔書由仰歟。仰詞追可尋記。(傍点は筆者、句点は『続群書類從』巻二百八十五による。)

弘元・元亨両字についての論議は、弘元字から始められた。とくにその難陳の様子が詳細を極めている。第一の論点は「弘」が弓作であること、すなわち兵乱の予想されることの難である。第二の論点は弘元の引文の非字を棄てたことによる難である。とくに後者の点で注意されるのは、弘元は後漢書顕上書之詞「非弘濟元々。採用良臣。以助其化云々」は「隠士之文」として難ぜられている事実である。この難陳の理由は隠士之文にあるとしているが、これが、『花園天皇宸記』中の「近日朝臣多以儒教立身尤可然、

(中略)只依周易論孟大学中庸立義、無口伝間面々立自己之風、(中略)近日風靡以理學為先、不拘禮儀之間、頗有隱士放遊之風、於朝臣者不可然、此是近日之弊也(下略)¹⁴「隱士云々」と同質の意味において難せられていくものならば、これは、「理學云々」の表現とともに、極めて注目すべきことと言わねばならぬ。

次に元亨字についての論議であるが、元亨字は周易大有卦象伝中「其德剛健」から引いたものであった。¹⁵師賢は、親房が挙申について、易文を引いて數剣演説し、元亨を主張したとし、その様子を、「庸才愚心不能記尽」と記している。元亨の難陳の主要な点は定房の意見に見られる。一は亨字は新字の例であること、二は易文を引いていることであった。とくに後者について、易文を引くことがどうして難に当るか、は明らかにしていないが、もし、事實それが難として理解されているならば、当時ににおける易の位置の面から注意しなければならぬ事実である。

以上が、元亨改元についての改元の儀のあらましであるが、ここに前半生の親房の言行をかなり明白に指摘できると言わねばならぬ。

(C)

(4) 正中三年四月二十六日改元。¹⁶⁾

これは疫病をはらうための改元で、その儀は、大納言親房が上卿となつて執行された。参仕の公卿は七人を数えることができる。左にその勘文案¹⁷⁾を挙げる。

文章博士行氏朝臣。

仁養。漢書曰。見上。 天和。禮記。見上。

建正。周礼曰。乃施法官府而建真正。

文章博士家倫朝臣。

永康。尚書。周易曰。文明以健。正而庶。君子正也。 中貞久。周易。見上。

式部大輔藤範卿。

嘉福。漢書。被用。見上。 嘉曆。唐書。見上。 寬安。毛詩正義。見上。

貞正。周易正義曰。日月照臨之道。以貞正得一。

式部権大輔在登卿。

文弘。唐書曰。条理古文。弘旨旧制。見上。 唐曆。唐書。見上。 康永。金樓子。見上。

大學頭家高朝臣。

天觀。尚書正義。見上。 建万。周易曰。建万。國親諸侯。見上。 文弘。晉書。見上。

この改元の儀の様子は『藤房卿記』並びに『繼塵記』に見ることができる。

〔藤房卿記〕

四月廿六日。頭左大弁資房朝臣下年号勘文。次第見下。

次定申。招頭弁奏人々定申之趣。帰出仰云。一同可定申。次可難申之由。源大納言示之。勘解由宰相申云。康曆者。如引文者康字周康王名也。先々有沙汰。不被用哉。於康永難者。次第可申所存。先可有康曆之沙汰哉。

侍從中納言申云。次第強非可難申事。康曆字康王謚号也。誠可有其義歟。於嘉曆者。先度雖舉申。嘉字近例不快。又曆字同前。於康永者無其儀歟。藤房申云。康曆者

康字雖為謚号。年号字用謚号字之條。非無先規。且文治

文者文平也。是又非謚号哉。但康曆引文承成康之曆業

云々。於此号者取康王曆歟。以康王曆為年号之條。不得其意。永康者異朝度々被用之。各非聖代。就中後漢桓帝

永康元年有事。以彼号勘申之條不可然。康永者兩字各順

水之上。四穀不升謂之康。然則以水災可有飢饉之象哉。且去年有水難之聞。尤可被憚歟。嘉曆事。此兩字积皆以吉也。但此二字近例誠雖不快。延曆嘉祥以來。多以聖代

元号也。凡或先儒之所撰。弃玉不擧之字等也。向後若依一代之不快。永弃被其字者。末代之元号弥以難得歟。論

大功者不錄小過。舉大美者不疵細瑕。然者被宥用此号之条。何事之有哉。藤中納言申云。永康者後漢桓帝。晋惠帝。後燕宝。秦孝惠帝等時被用者。皆以一兩年也。其上桓帝時号尤可被憚歟。於嘉曆者其祚神妙也。尤可被用哉。源大納言申云。於康曆永康者不宜哉。康永事。穀梁、伝文、曰。穀不升謂之康云々。如宋書常雖用康字。非此字哉。如東宮切韵者歟字也。於嘉曆者。如周書文者。嘉者元之会也。凡年号字以元与曆字可為本意。然者嘉曆尤可宜也。侍從中納言又申云。康永二字有洪水之難哉。康保
字力永治者。永觀以來。多雖被用此兩字。朱聞水難之例。就中永治者。

有二水三水之作。然而其時更無水災哉。強不可依水觀哉。於嘉曆者。文曆嘉禎兩字猶可有譏歟。藤房又申云。嘉曆事。文字文曆以後被用文應文永之号。至嘉曆字何可有其憚乎。勘解由宰相又申云。永曆者。後漢桓帝雖為有事之年。彼帝治廿余年。改延喜九年為永康元年云々。然者延喜雖為桓帝代末。本朝被通用之上。限永康不可有巨難哉。且唐太宗貞觀廿三年雖有事。清和天皇御宇被用之。尤可資準的哉。永治事。水积之由有其沙汰哉。是者治水之義也。如史記宋書者。夏禹左右足有水台二字。是則治字也。天降禹可令治水之瑞相也云々。於永治之准拋者。

異康永之会祚哉。又此号引文魏明作康樂永休諸堂云々。取兩堂之一字為元号之条。理不可然之上。彼兩堂之吉凶又不詳哉。且又魏明帝非聖主。其性奢侈也云々。旁難被用哉。嘉曆事。嘉者元也。衆善之長也。此号誠可宜歟。此間次第取上文書。上卿取之令置前。次源大納言以官人又招資房朝臣。奏人々申詞。次資房朝臣退入奏聞。頃之歸出仰云。改正中三年為嘉曆元年ヨ。依弘安元年例令作詔書ヨ。〔傍点は筆者、句点は『続群書類従』卷二百八十五による。〕

【繼塵記】

廿六日。庚子。晴。有炎氣。今夕改元定勘文。予尋取之。引々文了見之。(中略)

西剋向師興三条宿所。入夜着束帶參內。今夜改元定也。於殿上與權中納言雜談。亥剋令參集。然而上卿源大納言親房。祇候御前。此外侍從中納言。公明。勘解由宰相惟緒等祇候。年号字事。內々有沙汰云々。丑終剋人々起御前向仗座。予。權中納言。大藏卿等起殿上。源大納言云。日來可為文弘之由有沙汰歟。而字反不快。反崩。俄此沙汰出來。重而於御前雖沙汰。可然字無之。然而嘉慶可被宥用歟。

云々。予答云。可舉申彼字歟。大納言申云。尤可然。予心

中所存此号不叶意。然而時宜無力歟。内々近年改元治定。

返々不可然。然者有仗議。有何詮乎。源大納言。親房。

予。侍從中納言。公明。權中納言。藤房。大藏卿。冬定。勘解

由宰相惟繼。等。次第着左仗座。大納言公賢。申領狀於臨期申子細。此外左大臣

触穢。右大臣同前。内 次頭弁資房朝臣於奥座。下勘文於源大納

言云。可有改元。定申せ。上卿揖許。資房朝臣退去。源

大納言披見勘文之後。差遣予前。氣色。先互有其儀如予披見之。

見了取笏氣色侍從中納言後。差遣勘文。次第見下了。於

勘解由宰相前披見了。任位次並置勘文。上卿仰云。読申

せ。宰相揖許。正笏申云。任位次可讀申歟。又以文章博

士可為先歟。上卿以文章博士可為先。宰相讀申之。先親

行朝臣。次家倫朝臣。次式部大輔。藤範。立合次式部權大輔。

在登。次大學頭家高朝臣讀申了。如元加懸紙結中。上卿

云。次第定申せ。宰相揖許。

勘解由宰相。逃膝。

依可被改元。可被用何字平事。式部大輔藤原朝臣勘申嘉

曆。文章博士家倫朝臣勘申永康等之間。可被計用。

大藏卿。角脱歟。逃膝。

改元可被何字乎事。式部大輔藤原朝臣勘申嘉応。權大輔

菅原朝臣勘申康暦等間。可被計用。

權中納言年号字事。嘉暦康永等之間。可被計用歟。

侍從中納言。予。源大納言。

各定申旨同侍從中納言。其詞又同前。

定申了。勘文次第取上之。置上卿前。コナタヘ上卿召官人。

三音。官人跪端座溜下。上卿仰云。頭弁此方。儀内ハ渡御此所。立合官人称唯退

入。小時資房朝臣來上卿座下。被仰下人々舉申趣。又反

進勘文。資房朝臣於內衛門下奏聞歟。勘文見下之間。震

儀内ハ渡御此所。藏人清原兼雅拔彼所。立合資房朝臣帰出。仰

上卿云。重有沙汰。可奏聞。

勘解由宰相申云。康永有水作。永字為二水。今年有水害

之難。不可被用歟。

權中納言申云。永康後漢桓帝号也。件年有事。更難被用

之。勘者若可有御罪科沙汰歟。

侍從中納言申云。康永事。康字強不可為水作。永字為佳

例。且先例永治。治字雖為水。水害難無之。凡於永康者

異朝度々例不快。更不可被用。嘉暦事。雖摹申度々例不

快。暦字懸意。康永引文雖不意行可被用乎。

予申云。永康事。異朝此号四ヶ度歟。後漢桓帝。西晋惠

帝。北燕慕容氏又有此号。又有蠻夷之元号。更不可被用之。嘉曆雖舉申。嘉字為上事。嘉禎之後無之。甚難稱佳例。康永水害之難。先例雖無之。就中永字為文永佳例。尤可被用歟。但為異朝人名。然而万寿文応雖人名被用了。有何事哉。

源大納言申云。永康事。異朝例為不快歟。於康永者。水

害字不可有巨難。但嘉曆事尤可被用歟。嘉字嘉祥嘉承。雖不快。嘉保嘉応為佳例。曆字延曆甚為規模。世俗難事。正慶此身出現。人々皆木由被談申之。仍予侍從中納言等制申出之。

不及沙汰歟。且非其音云々。

勘解由宰相重申云。永康事。拳申之處。面々有其難。不陳申者相似有若亡。異朝不快号。本朝佳例多之。仍拳申了。

源大納言重申云。嘉字元号尤有其便。周易云。元者善之長。亨者嘉之会也。不可有異議。

上卿以官人招頭弁奏聞。資房朝臣帰出云。改正中三年可為嘉曆元年。依弘安元年之例。令作詔書ヨ。上卿称唯移着端座。以官人令敷軾。次以官人召大内記。官人帰來申云。大内記不參。少内記所參也。上卿云。召戈。少内記紀景家參。上卿仰云。改正中三年可為嘉曆元年。任弘安元年例。令作詔書ヨ。景家称唯退去。即持參詔書草。上

卿披見。被称人々云。載踰年例由於詔書。此字不快歟。予以下人々尤可然之由申之。上卿召筆。仰少内記被直。先是極中納言大藏卿等退出。此後奏聞。被向弓場。予。侍從中納言。勘解由宰相等早出。不見此事。于時卯終剋。及天明。(下略)

(傍点は筆者、句点は『続群書類從』卷二百八十八による。)

ここには、審議の円滑さとともに、親房の上卿としての手腕が認められ、さらに、親房が、康曆、永康、康永等の字を難じ、再度にわたって嘉曆字を主張し、これを押し切っている様子を詳細に認める事ができる。まず、親房が康字を難とした根拠には、とくに『春秋穀梁伝』襄公二十有四年冬條「四穀不升謂之康」¹⁸を引いて凶作飢饉を示すものとした事が注目される。一体にして、春秋三伝のうち『左氏伝』は、古来名文のはまれ高く、令制下大学寮の重要教科として採択された書物であるが、『穀梁伝』は『公羊伝』とともに採択されなかつた。むしろ特殊視された書物であった。親房は、『左氏伝』に精通していたこと、その『正統記』の名分論、臣道論等はその反映として考えるむきが從来学者の大分の意見である。この改元の儀に、かの『穀梁伝』が引かれて康字批判の根拠とされている事實

は、親房の学識の広さと相まって極めて注意すべきことであると言わねばならぬ。次に、嘉曆字は、『唐書』より引かれた文字であるが、親房の嘉曆字主張の根拠は、ここでもことごとく易文であることを認めることができる。さて、その引かれた易文は、(イ)「嘉者元也。衆善之長也。」、(ロ)「元者善之長。亨者嘉之会也。」の二様であり、いずれも、群議中における親房の同一発言内容を示すものである。これは一見『周易文言伝』中の文辞を示すものと考えられる。(ロ)はたしかにその文言伝の第一節中の文辞であるが、(イ)は必ずしもそれと同一ではない。同一であるべきことがどうして異なったものとなつたか。記録者が二人であること、従つていずれか一人、つまり藤房の明らかな記録違いによるものか。それとしては、「衆善之長也。」の「衆」は看過できない文辞なのである。この文辞は文言伝中の「元者善之長也。」についての程子注、つまり『易傳』中の文辞「元者衆善之首也。」に、また朱子注、つまり『周易本義』中の文辞「衆善之長也。」に相応するからである。⁽¹³⁾こうなると、(1) 親房が文言伝を引いたにもかかわらず、藤房は全くの記録違いをしたのか、(2) 藤房は、つねに『易傳』または『周易本義』を読んでいた

ために、親房の引文をそれと誤記してしまつたのか、(3) 逆に実任の全くの記録違いによるもので、親房は『易傳』あるいは『周易本義』も引いて発言したことになるのか、問題は簡単ではなくなるのである。しかし、少なくとも、(2) (3) の場合であるならば、これは、親房並びにその周辺の人々に対する程朱学の少なからざる影響をはつきりと示すものとなるであろう。ともあれ、親房と易との関係は別にとり上げて注目しなければならない問題であることを改めて確信する次第である。

(5) 嘉曆四年八月二十九日改元⁽²⁰⁾

この改元の儀には勘文は、在登(康安、元和)、行氏(元徳、文安)、在淳(雍和、弘元、正永)から三通提出され、右大臣経忠、大納言親房ら八人の公卿が参仕し、元徳字が挙げられ、これに決定されるに至つた事実を認めることができるのであるが、公卿群議の詳細と、親房の陳状の存する記録は今日見ることができない。

(1) 『元秘抄』三。
〔註〕

(2) 『花園天皇宸記』。『改元宸記』。『冬定卿記』。『行類抄』。

『改元部類』。『伏見天皇宸記』。

(3) 『改元部類』。

(4) 『花園天皇宸記』。『改元宸記』。『師賢卿記』。『改元部類』。

『仗議定文』(『柳原家記錄』十九)。

(5) 『仗議定文』(『柳原家記錄』十九)。

諸道勘申今年辛酉當革命否又可被行何等事哉事
通鑑公太政大臣定申云辛酉革命之曆運諸道勘奏之旨趣其說雖區分真偽
難決歟遠檢漢室之典籍近窺和朝之文簿當其支干之年必慎徵祥之
麥凡五行之輪轉辛酉共為金位且計於未兆且察于無宜改号令被施
德化乎

師信公內大臣定申云諸道勘申三家所說四六二六之爻入年數術數之不同
緒皆以繫由旧貫疑難不及加新意縱相當其變美行聞天者非可驚縱

不會其災政教背時者尤可恐哉偏不事變革可被施德化條々任外記

之例可被量行但依元号之新古無禍福之去來者歟抑見師緒之勘文
異先儒之著作物因准之義者頗以可謂非例歟而貫穿經伝涉猶和漢
辛酉當革命之條非皇帝之所序於墳典者覩其文本朝中古之頌儒參
議清行朝臣達術之余初之勘奏昌泰已後四百余廻逢此支幹已八ヶ
度諸儒伝疑惑群卿暗理聲理可謂只知厲其流未覺揚其源凡緯候(卷)
之說非聖人之旨強拾彼狂誕不可補齋倫況所載昌泰勘文之緯文不
詳云々然者辛酉革命之沙汰令勞儒術无益聖治歟向後可被停止哉

若猶可守株者清行朝臣之勘文後進可資準的歟以神武元年辛酉為
蔀首不可交勘漢家之異說之由可被定下哉

定房卿

權大納言藤原朝臣定申云奉危天命者王者之法也而辛酉之年革命
之義經史之中未見其文占候前知之學君子不貴益此謂為革卦之
氣變之旨雖載歷紀經短慮之至數未得其義理然而任延喜以來之例
可被定當否者四六二六之算勘陽秉陰乘之歷數說々之不同面々之
注進凡上古和漢紹運之年紀疑殆多之共雖必定以神武天皇為蔀首
之條清行朝臣勘文代々用來歟因茲今年不当厄運之趣諸道大略一
揆數抑案易象文明之從民說之吾后為崇文之明主縱雖暨大變之期
何恐時變哉况乎於不相当乎但安而不忘危者先哲之格言也纖芥之
邪不載徽心殊本中和之德可被行王道之正乎謂道者修天理是也知
道不行者還可乖上天之玄鑒乎早改元号被修德化者聖運弥以長

久民俗可哥康哉者乎

公會卿

春宮大夫藤原朝臣定申云諸道文彼是不同短慮之了見亦雖易迷先
挾神武入元之義者不当革命之條諸儒之所奏大略無異辛酉之年革
命之運已雖備三說輒難成一致歟然而本朝之沙汰起自昌泰清行朝
臣之勘奏何闇曰域根元之義可求漢國幽微之說哉此條康治以後議
定事旧(筆)異加之我君即位之年相當戊午文王受命之運尤足規矩但猶
居安慎危者君子之遺美也彌被明德者定又有玄應歎改元事每度
蹤跡无由默止不依大變之期數就于一甲之元始可有沙汰哉自余事
任外記之例可被量行此外勘文等子細人々被申歟重不能述愚意

亥香卿

大宰權師藤原朝臣定申云易詩歷紀之三說諸道勘文不一揆據以黃帝之上元計之異朝之說猶多疑殆以本朝神武天皇為始者參議清行朝臣奏議已為謚觴依之違彼朝臣說之輩度々及勅問代々被弃捐畢以之思之今年辛酉不及大變之期歟居安不忘危者聖代之嘉模也况雖非大變之年必有徵天福善神懷化宜被行行政可省民勞災難自銷聖化弥久此上改元以下條々任外記勘例可被計行抑今度明經道勘文委細了見似有稽古之力相協聖代之條尤所可甘心也又就清行朝臣說有成疑之輩歟先達皆仰而取信未代輒議決矣

親房卿（本文に引用するに付き、ここでは略す）

前権大納言藤原朝臣定申云如諸道勘文者王肇歷紀徑与靈寔年代曆年數參差之間勘奏区分之上易說詩說當否不同大變小變督徵相異如參議清行朝臣之說者革非今年所見已分明歟溫漢家之例以黃帝為上元勘本朝之例以神武為初首自天皇氏至于神農民時代多相續自天津彦々火瓊々杵尊至于彥波激尊年紀難勝計其間何无辛酉甲子之曆其時不及上元初首之義者也抑易緯文事助教師緒疑難之趣非無子細彼緯十奏內其文不分明歟且天養元年甲子字治左大

無書可拠遂乃采合口伝以成六芸論等所說不一各相違背背正義之明說也何更致疑劣為此問哉云々先賢所為如此今儀跡可准拠哉而清行朝臣達術數之旨勘消息之義不知其術難測其意暗劣彼時々密奏已為齋代之定準每迎辛酉之支干頗有古今之勢遽就諸道之勘文及群卿之議定竊惑焉雖然宋高祖武皇帝永初辛酉祀南郊大赦梁高祖武皇帝大同七年辛酉赤祀南郊大赦村上天皇聖代康保元年甲子祭海若神後一條院明時治安元年辛酉修五大虛空藏法思此等之例非可無祈謝鼎耳雉呵之兆有妖不勝德之謂金門鳥敏之法叶改可致治之義可久者賢人之德也可大者賢人之業也變化之道与四時相應聖人之所克行也人道之外依天之曆數更不可定吉凶之運天道非外依人事應感能可被用文明之德歟偏施日新之德化被呈世治之功績者有何所異哉依革命改元年号之條我朝雖有昌泰以降之旧例異域異更無建元以後之先規縱雖改年号无其德者易民之聽耳從縱雖因旧号從其道者協天之意幸甚此上事任外記勘申可被計行哉

師賢卿中宮權大夫藤原朝臣定申云諸道之推步皆師古革命之當否義非一揆或用曆紀經之術數会陽乘三變之運或揆視靈寔之年代當易詩何緯之說之由各雖令一同猶溫謚於昌泰近取蔀首於神武第二蔀第五四六之乘數未及然者今年可謂非革命之期爰先儒多置漢家之積年勘諸說之異同慮和以後其來尚矣今度之義彼又如斯已存先蹤偏難弃（指就中明經道之勘文引孔記正義春秋命歷序之說計其年數期則協尚書舜典伊訓等之心歟元久之年初勘此說弘長文永承廢其義

然而諸卿加難勅問先畢世之不許以之可知但及覆而思之益古只之義坦然而明白誰謂之函言縱雖王肇之秘術不如仲尼之聖智縱雖靈寔之積年不可加穎達之博物用捨之處其理如何如彼年

(朱書)

寔任卿

「參議彈正大輔藤原朝臣

冬定卿

大藏卿藤原朝臣

公明

左大弁藤原朝臣

○革、己日乃孚。元亨利貞。悔亡。
象曰、(中略) 天地革而四時成、湯武革命、順乎天而應乎人。革之時、大矣哉。

九四。悔亡。有孚惠心、吉。

○既濟、亨小。利貞。初吉終亂。

象曰、水在火上既濟。君子以思患而豫防之。(以上『易經』下、岩波文庫所収)

○大有、元亨。

上九。自天祐之。吉无不利。(『易經』上、岩波文庫所収)

(9) 太田昌二郎「北畠親房卿及び南朝の漢学に關する断章」
〔『北畠親房公の研究』所収〕

(10) 『神皇正統記』応神天皇條。

(11) 森克巳「日唐、日宋交通に於ける史書の輸入」(『本邦史學史論叢』上巻所収)。

(12) 『改元部類』。

(13) 同右。

(14) 元亨三年七月十九日条。

(15) 象曰、大有、柔得尊位、大中而上下應之、曰大有。其德剛健而文明、應乎天而時行。是以元亨。(『易經』上、岩波文庫所収)

(8) ○鼎、元吉亨。

彖曰、鼎、象也。以木巽火、亨飭也。聖人享以亨上帝、而大亨以養聖賢。(下略)

九三。鼎耳革、其行塞。雉膏不食。方雨虧悔。終吉。

(16) 『繼善記』、『藤房卿記』、『改元部類』。

右定詞脫文

元亨元元應三」

(6) 子曰、危者、安其位者也。亡者、保其存者也。乱者、有其治者也。是故君子安而不忘危、存而不忘亡、治而不忘

亂。是以身安而國家可保也。(下略)(『易經』下、岩波文庫所収)

(7) 足利衍述『鎌倉室町時代之儒教』第二編第六章北畠親房。平泉澄「愚管抄と神皇正統記」(『伝統』所収)、同「日本中興」(『建武中興』所収)、同「神皇正統記の内容」(『武士道の復活』所収)等。横井時男「北畠親房文書輯考」興國二年十二月頃、その他。以上、いずれにも、

『定文』における易論に言及された個所を見ない。

(8) ○鼎、元吉亨。

彖曰、鼎、象也。以木巽火、亨飭也。聖人享以亨上帝、而大亨以養聖賢。(下略)

九三。鼎耳革、其行塞。雉膏不食。方雨虧悔。終吉。

(17) 『改元部類』。

(18) 大饑、五穀不升為大饑、一穀不升謂之陳、二穀不升謂之饑、三穀不升謂之饉、四穀不升謂之康、五穀不升謂之大侵、大侵之礼君食不兼味台榭不塗、弛侯廷道不除、此大侵之礼也。(四部備要『春秋穀梁伝注疏』より抄録した。)

(19) 文言曰、元者善之長也。亨者嘉之会也。利者義之和也。貞者事之幹也。君子体仁足以長人、嘉会足以合礼、利物足以和義、貞固足以幹事。君子行此四德者。故曰、乾元亨利貞。(下略)

『伝』(前略) 元者衆善之首也。亨者嘉美之会也。(下略)
『本義』(前略) 元者生物之始。天地之德莫先於此。故於時為春。於人則為仁。而衆善之長也。(下略) (『再刻易經集註』より抄録した。)

(20)

『繼塵記』。『改元部類』。

(四)

以上、小論は、前半生の親房がどのような足跡を残しているか、可能な限り、史料を博搜することをのみ目的としたものであつたが、意外な記録に意外な事實をみ、ともすれば脱線し、いささかこれに論評を加え、推論に推論を重

ねる仕儀と相成った。とくに親房の易についての知識は、後半生の親房の著述、そしてその思想構造を考える上に抜くべからざる点であることを喚起されるのである。親房の中國の學問思想についての知識は、津田左右吉氏をはじめとして多数の先学の論作において追究されていることは、事実であるが、易ブロパーとの関係において親房の思想に言及した例は多しとしない。『神皇正統記』応神天皇の条に、「霜ヲ履堅冰ニ至ト云コトヲ、孔子积シテノ給ハク、積善家ニ余慶アリ、積不善ノ家ニ余殃アリ云々」は、周易坤卦初六と同文言伝を引いた文章であることは周知のことであるが、これをこれだけのこととして考えれば、その他に引用される多くの経書と同律に計られるに過ぎないこととなる。しかし、筆者は、『正統記』に展開される正理、徳の流動性、逆に歴史の流動性の中に正理の展開をみようとする親房の姿勢とその論理構成いわば史觀は、易とは無関係ではないと考え、従つて易ブロパーとの関係において親房の著作にもう一度光をあてねばならぬことを確信するのである。以上最後に感想を述べることとなつたが、小論の目的はあくまでも前半生の親房の史料発掘をめざすことのみとどまるものなのである。可能な限りの史料にあた

るべく所期したのであるが、勿論遺漏の点なしとしない。
大方の御教示を乞うて闇筆する次第である。

〔註〕

(1) 「愚管抄及び神皇正統記に於ける支那の史学思想」(『本邦史学史論叢』上巻所収)。

(2) 『正統記』における天地開闢、国土生成論を『大極図説』との関係において論じた論著に足利衍述前掲書その他があり、中世の神道と親房との関係を重視し、神道とくに伊勢神道の成立に大きな影響を与えたものとして五行説、易理論があることを指摘し、この限りにおいて『正統記』に言及しているものに、山田孝雄「神皇正統記論」(『神皇正統記述義』所収)、同『神道思想史』、宮地直一『神道史』下巻一、久保田収『中世神道の研究』、平田俊春『元々集の研究』等その他がある。